

最少化、合理的解決のため忍ぶべきを忍び、努力に努力を續けて来たのであります。

でありますが先にも書いた様に私共の意見はチットモ取り上げず、代表者が面會に行けば首を、なんぞとオドシ飽く位自分達はかりの我利々々を従業員に強いて来たのであります。

然も組合組織未拾年、極めて秩序ある統制の下には有形無形に會社の繁栄のため協力をしてゐる私共の組合を破壊せんとしてゐるのであります。團體の自由、結社の自由は日本國民として憲法の保證する處であります。同職同業の者が相寄り組合を組織し、相ひ扶け、外敵の壓迫を防ぎ、己れの生活の安定を計らうとするは弱い立場にあればある程必要であり、且つ國家は又之を認めてゐるのであります。

何んと申しても一方的の意思に依つて押し通すと云ふ事は必ず無理があり、其處に衝突が起る事は明かであるから、双方折衝の上平和裡に解決したいと隱忍自重、前後四回に亘り嘆願したのであります。が、頑迷にして巧利の方會社は拾九日漸然一蹴し去つたのであります。茲に私共は總會を用ひ、従業員の總意を以つて詔理不盡にして迄敢道な

る會社の蒙を南くため、且つは反省を促すため、總罷業を宣言したのであります。

尚、會社は私共の團體として産業を破壊する団体であるから絶対に認める事は出来ないと云つて居ります。

昨年、一昨年共に労働總同盟の全国大會に際し内務大臣閣下より健実なる發展を欲ぶ紙辭を頂いたと云ふ事は只單なる一例であります。我々の團體は産業繁達へ協力をすれ、決して産業を破壊するが如き無暴なる團體に非ざる事を證明するものであります。

何れにせよ私共は、正しい叫びである此の要求貫徹のため、全員一致協力邁進する決意で居りますが、要は家庭の皆様の熱烈なる聲援如何に依つて左右される處多々なりと確信致しますので此處にその真相を御報告致し、皆様の理解ある御援助を懇願致す次第であります。

昭和拾二年三月

全日本労働總同盟

関東釀造労働組合本部

北越製紙株式會社争議團

市川市市川町(市川労働会館)

(責任者) 大迫 栄治